

中央競馬

Q & A

【日本国外居住者版】



日本中央競馬会

中央競馬Q&A もくじ

日本における軽種馬生産、日本産馬の購入について …… 5

- Q. 日本における競走馬の生産頭数や主な生産地は。
- Q. 競走馬の購入について、どのような方法があるのか。
- Q. セリ市場とは。
- Q. 育成馬の預託料および育成内容について。

血統登録、馬名登録、競走馬登録について …… 6

- Q. 血統の登録はどのようにすればよいのか。
- Q. 馬名の登録はどのようにすればよいのか。
- Q. 競走馬登録の手続きはどのようにすればよいのか。
- Q. 1頭の競走馬を共同で所有する場合の手続きはどのようにすればよいのか。
- Q. 競走馬を他の馬主に売却（譲渡）したい場合はどのような手続きが必要か。
- Q. 自らの馬主登録名義を他人に貸して馬を出走させた場合は。
- Q. 競走馬を借り受けて出走させることは可能か。

トレーニング・センターへの入厩システム等について …… 9

- Q. 日本の競馬における競走馬のサイクルはどのようになっているのか。
- Q. 所有する競走馬登録馬は必ずJRAが管理するトレーニング・センターに入厩させなければならないのか。
- Q. 美浦・栗東両トレーニング・センターへの入厩方法と手続きはどのようにすれば良いのか。
- Q. JRAは調教師を紹介してくれないのか。
- Q. 所有馬に関して馬主がしなければいけないことはどのようなことがあるのか。また、それらを調教師等に委任できるのか。
- Q. 調教師との間でトラブルが発生した場合、JRAが間に入って解決してくれるのか。
- Q. 競走馬が入厩してからかかる経費にはどのようなものがあるのか。
- Q. 入厩検疫と出走までの入厩義務期間は。
- Q. 調教師が預託できる頭数には限度があるのか。
- Q. 調教師が管理する厩舎ではどのような人がどんな役割を担っているのか。
- Q. 競馬や調教の時に馬が怪我をした時、馬はどうなるのか。
- Q. 競走馬診療所とは。
- Q. 競走馬事故見舞金とは。

競馬番組、開催日割について 12

- Q. J R Aの開催日割と開催概況は。
- Q. 競馬の一般事項とは。
- Q. 競馬番組はいつ発表されるのか。
- Q. 競走の種類と競走条件は。
- Q. 収得賞金とは。
- Q. 一般競走、特別競走、重賞競走とは。
- Q. 重賞競走のグレード制とは。
- Q. いわゆる別定戦、ハンデ戦とは。
- Q. 馬の成績によって出走できない競走があるか。
- Q. 出走馬の馬番（枠順）はどのようにして決められるのか。
- Q. J R Aに登録のある馬は、地方競馬にも出走できるのか。
- Q. 地方競馬指定交流競走に出走する方法は。

出走の申し込み等について 16

- Q. 出走に先立ち、調教状態等をチェックされるのか。
- Q. 出走の申込みはどのようにするのか。
- Q. 特別登録料とは。
- Q. 出走をキャンセルしたい場合はどうしたらよいのか。

賞金について 17

- Q. 馬主が受け取ることのできる賞金等にはどのようなものがあるのか。
- Q. 本賞とは。
- Q. 距離別出走奨励賞とは。
- Q. 内国産馬所有奨励賞とは。
- Q. 出走奨励金とは。
- Q. 特別出走手当とは。
- Q. 生産牧場賞とは。
- Q. 繁殖牝馬所有者賞とは。
- Q. 進上金とは。
- Q. 競馬賞金等はどのような方法で支払われるのか。
- Q. 競馬賞金振込用の銀行口座は海外のものでよいのか。
- Q. 賞金等に関して税制度はどのようになっているのか。
- Q. 地方競馬に出走した場合の賞金等はどうか。
- Q. 馬主賞品とは。
- Q. 賞品に対しても課税されるのか。

失格・降着・制裁について 20

- Q. レースで失格となるのはどのような場合か。
- Q. レースで降着となるのはどのような場合か。
- Q. 禁止薬物とは。
- Q. 失格又は降着の裁決の申立てとは。
- Q. 着順確定後の失格（事後失格）とは。
- Q. 不服申立て（アピール）制度とは。
- Q. タイムオーバーとは。
- Q. 痼疾馬の出走制限とは。

競走馬の引退について 24

- Q. 競走馬登録抹消後の馬の行き先は。
- Q. 所有馬を地方競馬に在籍させて出走させるにはどうすればよいか。
- Q. 現役競走馬が繁殖馬となる時の手続きは。

競馬開催日等における注意点について 25

- Q. 開催競馬場で立ち入り可能な場所について
- Q. 連絡責任者は競馬場に自由に入出りできるのか？
- Q. 優勝馬との記念撮影について
- Q. 特別競走の表彰について

その他 26

- Q. 本名以外の名前を馬主名として使用したいのだが。
- Q. 中央競馬の情報をインターネットで入手できるのか。
- Q. 中央競馬には何名の馬主がいるのか。

日本における軽種馬生産、日本産馬の購入について

Q. 日本における競走馬の生産頭数や主な生産地は。

A. 日本中央競馬会設立当初（昭和 29 年）の生産頭数は約 3,000 頭でしたが、その後増加を続け、平成 5 年には 12,591 頭となりました。しかし、その後はアラブ競馬の衰退や地方競馬の規模縮小等のため漸減傾向にあり、2014 年度における生産頭数は、サラブレッド系、アラブ系合わせて約 6,800 頭となっています。

生産地は北海道から九州まで国内に広く分布しています。伝統ある生産地としては、北海道の十勝・日高・胆振地区、青森県、宮城県、福島県、栃木県、千葉県、熊本県、宮崎県、鹿児島県等です。中でも最大の生産地は北海道日高地区で、全国の生産頭数の 80%を占めています。

Q. 競走馬の購買について、どのような方法があるのか。

A. いろいろな方法がありますが、主なものとしては、公設のセリ市場で売買される市場取引と、売主である生産者と買主である馬主との交渉で値段を決めて売買される庭先取引とがあります。

セリ市場については、例年 5 月上旬から 10 月頃にかけて、北海道・青森・千葉・九州で開催されています。詳しい日程等については下記にお問合せください。

(公社)日本軽種馬協会 〒105-0004 東京都港区新橋 4-5-4
日本中央競馬会新橋分館 3 階
TEL : 03-5473-7091

(一社)日本競走馬協会 〒106-0041 東京都港区麻布台 2-2-1
麻布台ビル
TEL : 03-3505-3445

Q. セリ市場とは。

A. 家畜取引法に基づき開催される軽種馬の家畜市場のことで、当歳馬、1 歳馬、2 歳馬のセリなどがあります。このうち 2 歳馬については、セリの前に調教供覧を実施するトレーニングセールが主流となっています。

Q. 育成馬の預託料および育成内容について。

A. 預託料は、育成の内容および預託する育成場の施設の充実度、また育成技術者の熟練度等によって異なります。

また育成の内容としては、放牧・飼養管理・馬銜（ハミ）付けや鞍付け等の初期馴致および騎乗運動等があります。

血統登録、馬名登録、競走馬登録について

Q. 血統の登録はどのようにすればよいのか。

A. 血統の登録は、ジャパン・スタッドブック・インターナショナルという団体が行います。母馬の繁殖登録証明書や種付証明書等の書類を提出し、産地にて実馬の特徴確認検査を行った後に登録され、血統登録証明書が発行されます。

なお、輸入馬の場合は、出生国又は輸出国の血統登録機関が発行した血統登録証明書又は輸出証明書を添えて、揚陸の日から90日以内に登録申し込みを行う必要があります。

詳細については、連絡責任者を通じて下記までお問い合わせください。

(公財) ジャパン・スタッドブック・インターナショナル

〒105-0004 東京都港区新橋 4-5-4

日本中央競馬会新橋分館内

Tel : 03-3434-5315

Q. 馬名の登録はどのようにすればよいのか。

A. 馬名の審査および登録も血統登録と同じくジャパン・スタッドブック・インターナショナルが行っており、登録の申込の際には血統登録証明書の写し・馬名登録申込書が必要となります。

馬名登録は、ラテン文字のアルファベットを用いた表記（国際協約による18文字以内等の制限があります。）と併せ、日本語の片仮名を用いた表記（9文字以内等の制限があります。）により行います。従って、輸出時に既に馬名が付いている外国産馬や、初めにアルファベット表記で考案した馬名は、音訳により片仮名に読み替える必要があることにご留意ください。

なお、馬名変更は、JRAや地方競馬に競走馬として登録する前であればできます（ただし、輸出時に既に馬名が付いている外国産馬については、出生国の登録機関の承認が必要です）。JRAの競走馬登録を受けた後は、中央・地方・外国のいずれの競走にも未出走である場合、1回に限り認められます。この場合の馬名変更登録料は5,000円です。

馬名登録は馬がJRAのトレーニング・センターに初めて入厩する前までに完了していなければなりません。馬名登録が完了すると、「馬名登録通知書」が申込者に送付されます。この通知書は競走馬登録の際に必要なため大切に保管してください。

なお、馬名登録に関する詳細はジャパン・スタッドブック・インターナショナル発行の「馬名登録手続きの手引き」をご参照ください。（日本語版のみ。連絡責任者の方が馬主に説明してください）

Q. 競走馬登録の手続きはどのようにすればよいのか。

- A. レースに出走するためには、競走馬としての登録を受ける必要があります。
競走馬登録を受けることができない馬としては、繁殖の用に供された馬、競走用馬以外の用途として関税を支払わずに輸入された馬、マイクロチップの埋め込みがなされていない馬、1眼または両眼を失明した馬等があります。
競走馬登録は、預託先の調教師を経由して美浦もしくは栗東トレーニング・センターに登録料 5,000 円を添えて申請書を提出して行います。また、申請の際には、ジャパン・スタッドブック・インターナショナル発行の馬名登録通知書のほか、所有権を確認するために、馬所有念書（馬主本人のサインと連絡責任者の登録印押印を要する）・連絡責任者の印鑑登録証明書・馬匹売買契約書の写し・血統登録証明書等を添付することになっています。

Q. 1頭の競走馬を共同で所有する場合の手続きはどのようにすればよいのか。

- A. 現在のところ、JRAでは日本国内に居住していない馬主が競走馬登録馬を共同で所有することを認めていません。100%の所有権を有する馬を競走馬登録することが義務付けられています。

Q. 競走馬を他の馬主に売却（譲渡）したい場合はどのような手続きが必要か。

- A. 入厩した馬を他の馬主に所有権移転する場合、売却の場合は馬匹売買契約書の写し、譲渡の場合は譲渡証明書を、預託調教師を経由して美浦もしくは栗東トレーニング・センターに届け出ることとなっています。その際、新たな所有者の馬所有念書・印鑑登録証明書も同時に提出していただきます。
なお、所有する競走馬登録馬を中央競馬の馬主以外の者に売却（譲渡）した場合、その馬は競走に出走できなくなり、そのままの状態でも60日を経過すると登録を抹消されます。

Q. 自らの馬主登録名義を他人に貸して馬を出走させた場合は。

A. 競馬法では、中央競馬の馬主登録を受けた者でなければ中央競馬の競走に馬を出走させることができないと規定されています。

したがって、登録馬主が自分の馬主の名義を登録のない他者に貸し、その者の所有馬を自己の馬のごとく偽って競走馬登録し出走させることは「名義貸し」に該当します。また、馬主登録のない者と共同で馬を所有することも「名義貸し」に該当します。

こうした行為は厳に禁止されていると同時に、関与した馬主・調教師には、馬主登録や調教師免許の取消といった厳しい処分が科せられることがあります。

この他、個人登録馬主が、自ら経営（あるいは出資、親族が経営等も含む）している法人で所有する競走馬を個人の所有馬として競走馬登録し出走させた場合や、個人所有の競走馬の収支を法人で経理処理している場合なども「名義貸し」に該当しますのでご注意ください。

Q. 競走馬を借り受けて出走させることは可能か。

A. 競走馬登録を行うことのできる馬は、馬主が「所有権」を取得したものに限られており、賃貸借契約やリース契約に基づいて一時的に借り受けた馬を競走馬登録し、競走に出走させることは所有権を有する者に名義を貸したものとみなされて厳しい処分を受ける対象になりますのでご注意ください。

トレーニング・センターへの入厩システム等について

Q. 日本の競馬における競走馬のサイクルはどのようになっているのか。

A. 毎年冬から春に誕生するサラブレッドは、馬主に購買された後、牧場での育成調教を経て、預託調教師の厩舎に入厩します。2歳の6月頃から新馬競走が編成されており、競走に出走し、やがて引退します。その後は、競走成績や血統等により繁殖、地方競馬、乗馬等に供用されるのが一般的です。

Q. 所有する競走馬登録馬は必ずJRAが管理するトレーニング・センターに入厩させなければならないのか。

A. 所有馬を競走に出走させるためには、JRAの免許を受けた調教師と預託契約を結ばなければなりません。

また、競走に出走する場合、JRAの競走に出走経験のない馬は15日間、出走したことのある馬は10日間、それぞれ引き続いてJRAの管理する厩舎に入厩していなければなりません。

Q. 美浦・栗東両トレーニング・センターへの入厩方法と手続きはどのようにすれば良いのか。

A. 馬主は、調教師と預託契約を結ぶことにより、調教師がJRAから貸付を受けた厩舎に所有馬を入厩させることができます。入厩の時期は各馬の調教の進捗状況等によって異なります。

Q. JRAは調教師を紹介してくれないのか。

A. JRAが調教師を紹介することはできません。一般的には馬を購入した牧場などから紹介を受けるケースが多いようです。調教師の成績等についてはJRAのサイトにてご確認ください。

◎ JRAホームページアドレス（日本語版） <http://jra.jp>

◎ JRAホームページアドレス（英語版） <http://japanracing.jp/>

Q. 所有馬に関して馬主がしなければいけないことはどのようなことがあるのか。また、それらを調教師等に委任できるのか。

A. 所有馬を競走に出走させるためには、JRAの免許を受けた調教師と預託契約を結び、競走馬登録を行う必要があります。

馬主は所有馬に関して、出馬投票に関する事、特別登録に関する事、診療に関する事の3つを代理人である調教師に委任するのが一般的です。

Q. 調教師との間でトラブルが発生した場合、J R Aが間に入って解決してくれるのか。

A. 所有馬の預託調教師との間で問題が発生した場合、基本的には当事者間で解決していただくこととなります。

Q. 競走馬が入厩してからかかる経費にはどのようなものがあるのか。

A. 調教師に支払う預託料には、主なものとして馬糧費、厩舎関係者の人件費、特別登録料等があり、ひと月の平均金額は1頭あたり約60万円です。この他に競走馬にかかる治療費、J R Aの施設外に放牧に出た場合の輸送費等がかかります。

ただし、治療費の一部は「中央競馬馬主相互会」から補助されることとなっています。また、競走に出走するための美浦・栗東両トレーニング・センター～競馬場間の輸送費は馬主の負担とはなりません。

Q. 入厩検疫と出走までの入厩義務期間は。

A. 施設外からJ R Aの管理する施設に入厩する場合は、必ず入厩検疫を受けなければなりません。また、競走に出走する場合、J R Aの競走に出走経験のない馬については15日間、出走したことのある馬については10日間、それぞれ引き続いてJ R Aの管理する厩舎に入厩していなければなりません。

Q. 調教師が預託できる頭数には限度があるのか。

A. 現在、J R Aが調教師に貸付けている厩舎（馬房）は美浦・栗東両トレーニング・センター合わせて約4,200馬房あり、J R Aの「厩舎貸付審査委員会」で、年毎に各調教師への貸付馬房数が決められています。

また、これらの馬房数をもとに調教師毎に預託を受けられる馬の頭数が決まっており、各調教師はその数を超えて競走馬の預託を受けることができないこととなっています。

Q. 調教師が管理する厩舎ではどのような人がどんな役割を担っているのか。

A. 競走馬の飼養管理・調教・馴致・手入れ等の厩舎業務や競走馬に関わる諸手続きを行う調教師、その指示のもとに働く調教助手や厩務員、競走で騎乗するほか日常の調教もこなす騎手といった関係者がいます。

Q. 競馬や調教の時に馬が怪我をした時、馬はどうなるのか。

A. その疾病の軽重によりますが、美浦・栗東両トレーニング・センターまたは競馬場内の競走馬診療所で適切な手当がなされます。なお、重篤な疾病を発症した際、調教師の了承を得て安楽死をさせるケースがあります。

また、J R Aの施設内における競走馬の不慮の事故に対して、規定により競走馬事故見舞金が支給されます。

Q. 競走馬診療所とは。

A. 美浦・栗東両トレーニング・センターをはじめ、各競馬場にはJRAが管理する競走馬診療所があります。JRA所属馬で、かつ本会施設内に在厩し
ていれば、病気・怪我や蹄鉄改装の際に診療または装蹄を受けることができ
ます。その費用は全国統一の基準に基づき調教師を経由して徴収します。

また、競走馬診療所では競馬の根幹である公正競馬に関し、獣医療の面か
ら出走馬に対しての治療制限や禁止薬物の管理および馬体検査等の業務を
行っています。

さらに、競走馬の集団管理という状況のなかで、伝染病の蔓延を予防する
ために消毒や予防接種等の防疫業務も行っていますが、中でも病原体の侵入
を防ぐうえでは入厩検査業務が最も重要な業務であり、JRAの施設に入る
ためには、新入厩・再入厩に関わらず、この検査を受けなくてはなりません。

なお、本会診療所のほかに個人開業の獣医師もおおり、美浦・栗東両トレ
ニング・センター内で診療業務を行っています。

Q. 競走馬事故見舞金とは。

A. 中央競馬の競走馬登録を受けている馬が、JRAの施設内における不慮の
事故に対して支給されるものをいいます。見舞金が支給される事故の種類お
よび見舞金の額は、競走中の事故による死亡から疾病の発生により一定期間
内出走できなかつた場合まで、中央競馬馬主相互会が定める規程により交付
されます。

中央競馬馬主相互会は、この他にも診療費および装蹄費の補助に関する業
務も行っております。

詳細については、連絡責任者を通じて下記までお問い合わせください。

| | | |
|-----------|-----------|---|
| 中央競馬馬主相互会 | 〒105-0004 | 東京都港区新橋 4-7-2 6 東洋海事ビル 3 階 Tel : 03-5472-2680 |
| 美浦支部 | 〒300-0493 | 茨城県稲敷郡美浦村大字美駒 2500-2 美浦トレーニング・センター内 Tel : 029-885-2111 (トレセン代表) |
| 栗東支部 | 〒520-3085 | 滋賀県栗東市御園 1028 栗東トレーニング・センター内 Tel : 077-558-0101 (トレセン代表) |

競馬番組、開催日割について

Q. J R A の開催日割と開催概況は。

- A. 農林水産省令で、年間 36 開催、1 開催につき 12 日以内（1 日 12 競走以内）、年間 288 日が開催の最高限度数と定められており、原則として土曜日、日曜日または日本国民の祝日を開催日としています。
2013 年の競走実績は、36 開催・288 日・3,454 競走となっています。

Q. 競馬の一般事項とは。

- A. 競馬の開催に関する事柄は、競馬法・競馬法施行令・競馬法施行規則・競馬施行規程等により定められていますが、さらに競走の施行に必要な事項を細かく定めたものが、日本中央競馬会会報別冊「競馬番組」の中で一般事項として記載されています。この一般事項によって、出走資格に関わる事項、出走可能頭数、各種賞金等が定められています。
一般事項は適宜変更されますので、連絡責任者は「競馬番組」を精読し、馬主に説明してください。

Q. 競馬番組はいつ発表されるのか。

- A. 競馬施行規程により開催する競馬場、開催日、各競走の種類・条件等は競馬番組で定められることとなっており、J R A の発行する会報で公示します。その時期については、重賞競走は前年の 10 月下旬、春季競馬番組（1～5 月の 15 開催分）は前年の 11 月下旬、夏季競馬番組（6～9 月の 10 開催分）は 4 月中旬、秋季競馬番組（9～12 月の 11 開催分）は 8 月上旬に発表します。

Q. 競走の種類と競走条件は。

- A. 現在、J R A で施行している競走には、サラブレッド系平地競走およびサラブレッド系障害競走の 2 種類があります。（繋駕競走=Harness racing は実施しておりません。）さらに、同じような能力の馬を集めて伯仲した競走をさせるために、馬の能力を凶るものさしとして、取得賞金によるクラス分けを行っています。サラブレッド系平地競走を例にとると、春は 3 歳馬と 4 歳以上馬、夏以降は 2 歳馬と 3 歳以上馬に分類して、新馬・未勝利→500 万円以下→1,000 万円以下→1,600 万円以下→オープンと取得賞金が増えるにつれてクラスが上がっていく仕組みになっています。

Q. 取得賞金とは。

- A. 第 1 着（重賞競走においては第 2 着を含む）を得た競走について競走条件（クラス）毎に定められた額を算定した額が取得賞金であり、各馬の競走条件（クラス）は取得賞金を基に決定されます。

Q. 一般競走、特別競走、重賞競走とは。

A. 一般競走とは特別競走以外の競走をいいます。

特別競走とは特別登録を必要とする競走で、登録の際に競馬番組で定められた特別登録料を納めなくてはなりません。

重賞競走は特別競走の中でも賞金額および出走馬の格が高く、重賞競走一覧表に記載されたものをいい、競走の重要度に応じてサラブレッド系平地競走ではGⅠ、GⅡ、GⅢ、サラブレッド系障害競走ではJ・GⅠ、J・GⅡ、J・GⅢにそれぞれ分類しています。

Q. 重賞競走のグレード制とは。

A. 競走による重要性の違いをより明確にするために、平地競走、障害競走別に賞金・負担重量・歴史と伝統・競走内容等によりそれぞれ格付けしています。なお、平地競走については日本グレード格付け管理委員会によりGⅠ、GⅡ、GⅢ、新設重賞または重賞に格付けされます。また、障害競走についてはJ・GⅠ、J・GⅡ、J・GⅢ競走に格付けします。

GⅠ競走（J・GⅠ競走を含む）は、原則として各距離体系における最優秀馬を選択するための最高峰の競走であり、かつ生産の指標として最も重要な意義を持つ競走です。GⅡ競走（J・GⅡ競走を含む）は、GⅠ競走に次いで重要な競走であり、GⅠ競走の優勝馬が比較的容易に出走できる内容を備えた競走です。GⅢ競走（J・GⅢ競走を含む）は、原則としてGⅠ、GⅡ競走へのステップとなる競走であり、3(4)歳以上の競走については、出走資格・負担重量・距離等に多様性を備えた競走です。

Q. いわゆる別定戦、ハンデ戦とは。

A. 競走で負担する重量の種別には、馬齢重量、別定重量およびハンデキャップの3種類があります。馬齢重量とはその名のとおり馬の年齢によって負担重量が定められているものです。別定重量とは馬齢のほか、性別・取得賞金・勝利度数等によって競馬番組で負担重量を定められたものです。ハンデキャップとは馬の能力に応じて各馬の負担重量を人為的に加減し、優勝の機会均等を図った競走です。

G I (J・G I) 競走は全て馬齢又は定量(別定のうち年齢及び性のみにより定めるもの)により行われます。また、ハンデキャップ競走は1000万円条件の特別競走～G II競走に編成されています。

Q. 馬の成績によって出走できない競走があるか。

A. 未出走馬および未勝利馬は、1600万円条件競走や大部分のオープン競走に出走できません。

また、サラブレッド系3歳の未出走馬および未勝利馬は、2014年については第5回東京競馬、第4回中山競馬、第5回京都競馬および第5回阪神競馬の平地競走には出走できません。さらにサラブレッド系4歳以上の未出走馬および未勝利馬ならびに6歳以上の取得賞金200万円以下の馬は、東京競馬、中山競馬、京都競馬、阪神競馬および第3回新潟競馬の平地競走には出走できません。

Q. 出走馬の馬番(枠順)はどのようにして決められるのか。

A. 各競走における馬番は、公開抽選で行われる一部のG I競走を除き、コンピュータにより自動的に決定されます。また、出馬投票馬が出走可能頭数を超過した時に出走できる馬を決定するのもコンピュータによる抽選となります。

発走の際の発馬機での枠順は、上記の馬番と同一で、馬場の内側から外側に向けて順に1、2、3、……となります。

なお、JRAには補欠馬の制度はなく、出走馬の確定後に出走取消が発生した場合でも繰り上がって出走する馬はありません。

Q. J R Aに登録のある馬は、地方競馬にも出走できるのか。

A. 交流競走に限り地方競馬の競走に出走することができます。2013年は13主催者で合計208競走が行われました。内訳はダート交流重賞競走が40競走、条件交流競走が168競走となっています。

Q. 地方競馬指定交流競走に出走する方法は。

A. 通常、地方競馬指定交流競走への申込は、出走しようとする競走が施行される前週の日曜日（重賞は、通常、前々週の日曜日）に受け付けています。申込は出馬投票と同様、預託先の調教師が行います。申込の結果、出走希望頭数が当該競走の出走可能頭数を超えた場合は出走できない場合もあります。

出走の申込み等について

Q. 出走に先立ち、調教状態等をチェックされるのか。

- A. 厩舎に入厩した馬は、調教師の管理のもとで調教されます。
なお、はじめて中央競馬に出走する馬は、15日以上本会施設内で調教され、かつ調教状況の審査に合格しなくてはなりません。審査は調教全般について行われますが、特に発走審査が重要です。また、はじめて障害競走に出走する馬については、障害試験と呼ばれる障害調教審査が行われます。このほか、実際の競走内容により、裁決委員から調教について再審査を命じられた馬は、再審査に合格するまで再び競走に出走することができません。

Q. 出走の申込みはどのようにするのか。

- A. 馬の適性、調教状況等を判断し、出走すべき競走と騎乗する騎手を選定した上で、馬主から競走馬を預託されている調教師が、馬主の代理人として出走の申込み（出馬投票）を行います。従って、基本的に馬主が直接行うことはありません。
出馬投票は通常、競走当該週木曜日の正午～15時の間、美浦・栗東両トレーニング・センターおよび夏季の札幌・函館競馬場（北海道開催期間中に限る）で行われます。
また、特別競走に出走しようとする馬については、これとは別に、通常1週間（G I競走は2週間）の日曜日に特別登録をしなくてはなりません。

Q. 特別登録料とは。

- A. 馬主は特別競走に出走しようとする馬について、特別登録の申込み時に番組で定めた特別登録料を納付しなくてはなりません。特別登録料は、競走の格に相応しい馬の出走による競走を行うために、サラブレッド系3歳馬5大特別競走をはじめ、重賞競走および特別競走について、それぞれ競走の格に応じた額となっています。特別登録により徴収した登録料は、競走ごとに1着から3着までの馬主に7：2：1の割合で付加賞として交付されます。

Q. 出走を取消したい場合はどうしたらよいのか。

- A. J R Aでは出走表が確定した後は馬の疾病等の事由を除き、出走を取り消すことができませんのでご注意ください。
※天候や馬場状態等は出走取消の要因になりません。

賞金について

Q. 馬主が受け取ることのできる賞金等にはどのようなものがあるのか。

A. 賞金には、競馬番組に記載された本賞のほかに、距離別出走奨励賞・内国産馬所有奨励賞・出走奨励金および付加賞があります。その他、諸手当として競走に出走した馬の馬主に対し、特別出走手当が交付されます。

Q. 本賞とは。

A. 出走馬のうち第1着馬から第5着馬の馬主に対して交付される競馬番組本賞金欄に記載された賞金のことをいいます。この場合の着順による配分率は全ての競走において100：40：25：15：10となっています。

Q. 距離別出走奨励賞とは。

A. 1600万円以下および1000万円以下の特別競走で距離が2,000メートル以上の芝コースにおいて行う平地競走に出走した馬のうち、第1着馬から第8着馬の馬主に対して交付される賞金のことをいいます。

Q. 内国産馬所有奨励賞とは。

A. 内国産馬所有奨励賞には、内国産馬奨励賞と内国産牝馬奨励賞があります。内国産馬奨励賞は平地の新馬競走および未勝利競走に出走したサラブレッド系の内国産馬のうち、第1着馬から第5着馬の馬主に対して、出走した競走の区分に応じて交付される賞金のことをいいます。

また、内国産牝馬奨励賞は牝馬限定以外の平地の新馬競走および未勝利競走（3歳未勝利競走については春季競馬において行われる競走に限る）で第1着（2歳の競走にあっては第3着まで）となった内国産牝馬の馬主に対して交付される賞金のことをいいます。

Q. 出走奨励金とは。

A. 出走馬のうち、第6着馬から第8着馬の馬主に対して、当該競走の第1着本賞金に定められた比率を乗じて算出された金額が交付されるものをいいます。ただし、第1着馬の競走に要した時間より、別途定められた時間を超えて決勝線に到達した場合等においては交付されません。

Q. 特別出走手当とは。

- A. 競走に出走した馬の馬主に対して競走の区分および開催に応じて交付される手当のことをいいます。但し、条件によってこの手当は減額または交付されない場合があります。

Q. 繁殖牝馬所有者賞とは。

- A. 良質な競走馬資源の確保のため、国内の生産牧場または、現に JRA の登録を受けている馬主に対し、優秀な繁殖牝馬の所有継続や更新を奨励することを目的として交付しています。

サラブレッド系の馬が平地競走または障害重賞競走に出走し、第1着から第5着まで（平地の一般競走は第3着まで）となった場合に、ジャパン・スタッドブック・インターナショナルの繁殖登録原簿に当該馬が生まれたときのその母馬の所有者として記載されている者であって、現に軽種馬の生産飼養のために必要な設備を有しているとともに、繁殖の用に供する牝馬を飼養管理して軽種馬の生産に従事している者、または日本中央競馬会の馬主登録を現に受けている者に交付されます。ただし、当該馬が外国産馬の場合には交付されません。

なお、繁殖牝馬所有者賞については、交付のための調査期間を要しますので、交付までに競走から約1～2ヵ月程度かかります。

Q. 進上金とは。

- A. 進上金とは、馬主の預託馬が競走に出走して賞金を取得した時に、馬主が管理調教師や騎乗騎手等、厩舎関係者に支払う成功報酬的な金員のことをいいます。

Q. 競馬賞金等はどうような方法で支払われるのか。

- A. 競馬賞金等は、すべて馬主指定の日本国内にある銀行口座に円貨にて振込みます。振込みは通常、競走終了後の金曜日までに行われ、併せて連絡責任者あてに振込通知書が送付されます。振込時には、厩舎関係者への進上金をあらかじめ差し引いた金額を振り込みます。

なお、振込先の銀行口座は馬主本人名義のものに限られています。振込先の変更等については J R A 馬主登録課までお問合せください。

Q. 競馬賞金振込用の銀行口座は海外のものでよいのか。

- A. 日本国内にある馬主本人名義の銀行口座に限ります。（外国銀行の日本支店でも可）所有する外国調教馬を国際交流競走に出走させた場合でも同じ取り扱いとなります。

なお、一般的に日本の銀行に口座を開設するためには、来日のうえ面前自署することを要するようです。（三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行など）

Q. 賞金等に関して税制度はどのようになっているのか。

A. 本邦外居住馬主の日本国内における競馬賞金等に係る税については、日本の税法が適用されます。具体的には、牧場・事務所等の施設・代理人の有無等、日本国内での馬主活動の内容により国内課税の対象となるかを判断されます。また、当該馬主の居住国と日本との間の租税条約によっても異なる場合がありますので、詳しくは連絡責任者を通じて所管の税務署にご確認ください。（納税先は、日本国内に事務所等を置く場合はその所管税務署、それ以外の場合は東京都千代田区麹町税務署となります。）

Q. 地方競馬に出走した場合の賞金等はどうなるのか。

A. 地方競馬指定交流競走に出走した際、主催者から交付される賞金が、JRAが定めた基準額よりも少ない場合は、JRAから差額相当分が交付されません。
ただし、重賞競走については交付対象とはなりません。

Q. 馬主賞品とは。

A. 全ての特別競走及び平地の新馬・未勝利競走の第1着馬の馬主に賞品が交付され、また全ての競走の第1着馬の馬主に競走を記録したDVDが交付されます。
こうした賞品は馬主本人が競馬場に来場していない場合、すべて連絡責任者に手交(または送付)されます。

Q. 賞品に対しても課税されるのか。

A. 日本の税法により、日本国内における競馬賞金等に関して課税対象とされた本邦外居住馬主の方につきましては、賞金と同じく日本国内で取得した賞品についても、国内で課税対象となります。
賞品の種類によって、課税される評価額は異なりますが、概ね購入価格の40%~60%の金額が課税評価額となります。なお、JRAの競走で交付された賞品については、毎年1月末頃に前年分の評価額一覧を連絡責任者あてに送付します。

失格・降着・制裁について

Q. レースで失格となるのはどのような場合か。

- A. 極めて悪質で他の騎手や馬に対する危険な行為によって競走に重大な支障を生じさせたと裁決委員が判断した場合や、馬の競走能力を一時的に高め、または減ずる薬物などを使用した場合、正当の理由がないのに馬の全能力を発揮させなかった場合や後検量で計量した重量が前検量で計量した重量よりも1kgを超えて減っていた場合（ただし、裁決委員がやむを得ないと認められた時は除く）等、裁決委員が施行規程に従って決定します。失格になった場合は、賞金等を受け取ることはできません。

Q. レースで降着となるのはどのような場合か。

- A. 入線した馬について、「その走行妨害がなければ被害馬は加害馬に先着していた」と裁決委員が判断した場合、加害馬は被害馬の後ろに降着とします。降着制度は諸外国にならって平成3年1月1日より導入され、平成25年1月1日から降着の判断基準を上記のとおり変更しております。これにより、競走馬がレースで示したパフォーマンスや到達順位をより尊重するルールとなりました。

Q. 禁止薬物とは。

- A. 競馬はスポーツと賭事というふたつの側面を持ち、公正の確保が大前提となっています。各出走馬がそれぞれ本来持っている全能力を発揮して競走することが必須条件であるため様々な規定を設けていますが、競馬では薬物の力を借りて馬の競走能力を一時的に高めたり、または減じたりすることは許されません。馬の生理機能に影響するこのような薬物を競馬施行規程において禁止薬物と定めており、競走後の検査で、このような薬物が検出された場合は、馬は失格となり、競馬法による処罰や、競馬への関与禁止または停止等の処分がなされ、賞金等も受け取ることができません。

なお、薬物混入による事故を未然に防ぐため、本会施設内で競走馬が口にする配合飼料やサプリメントのような添加物は、競走馬理化学研究所の検査において禁止薬物を含まないことが証明されたものに限って使用を認めております。

Q. 失格又は降着の裁決の申立てとは。

A. 当該馬の馬主・調教師・騎手が、競走において走行妨害を受け、「その走行妨害がなければ被害馬は加害馬に先着していた」と判断した時、着順の確定前に限り裁決委員に対して失格又は降着の裁決の申立てを行うことができます。申立ては保証金3万円を添えて書面で行うこととなっており、これを受けた裁決委員はあらためて裁決を行い、結果を申立て人に通知することとなっています。なお、失格又は降着の裁決の申立ての棄却の裁決に対しては、裁決があった日の翌日から2日以内にアピールを行うことができます。ただし、申立てが棄却された場合には保証金は没収となります。

なお、本邦外居住者の連絡責任者は失格又は降着の裁決の申立てはできません。

Q. 着順確定後の失格（事後失格）とは。

A. 競走が行われた日の翌日から5年以内に①禁止薬物等の使用、②馬の全能力不発揮、③不正協定が判明した場合に当該馬を失格とする制度です。

事後失格の裁定は裁定委員会が行い、事後失格があった場合には事後失格とされた馬より後の馬の着順が順次繰り上がります。また、賞金等についても精算・再交付が行われ、場合によっては取得賞金の変更も行われます。ただし、この場合において事後失格となった馬主が指定された期間内に賞金等を返還しない場合には、その全ての所有馬が競走に出走できないこととなります。なお、事後失格の裁定については、裁定があった日の翌日から30日以内に理事長に対してアピールを行うことができます。日本国内に居住していない方は連絡責任者を通じて行ってください。なお、これによりの中勝馬投票券が変更されることはありません。

Q. 不服申立て（アピール）制度とは。

A. 不服申立て（アピール）制度とは、着順が確定した後に、①失格・降着の裁決およびこれに伴う制裁、②失格又は降着の裁決の申立ての棄却の裁決、③事後失格の裁定についてアピールができるというものです。

アピールできるのは、①および③については当該馬の馬主・調教師・騎手となっており、②については、失格又は降着の裁決の申立てをした馬主・調教師・騎手となっています。なお、本邦外居住者の連絡責任者は失格又は降着の裁決の申立てはできません。

申し立て期間は、①および②についてはそれらの裁決が行われた日の翌日から2日以内、③についてはその裁定があった日の翌日から30日以内となっています。保証金10万円（②の場合は保証金7万円）を添えて裁定委員会宛てに書面で行うことが必要となります。ただし、申立てが棄却された場合には保証金は没収となります。

この申立てが認められた場合には、失格・降着の取消または新たな失格・降着馬の認定が行われますので、着順は変更されることとなり、賞金等については精算・再交付が行われ、1着馬（重賞競走においては2着馬も該当）の着順が変更された時には取得賞金の変更も行われます。しかし、これによりの中勝馬投票券が変更されることはありません。

Q. タイムオーバーとは。

A. 1着馬の走破タイムから一定の時間を超えて馬が入線することをいいます。重賞競走、国際招待競走、その他競馬番組で定められた競走以外の平地競走に出走した馬が、当該競走の第1着馬の競走に要した時間より、表1に定める時間を超えて決勝線に到達したとき、当該競走の施行日の翌日から起算して表2に定める期間平地競走に出走できません。ただし、裁決委員がやむを得ないと認めたときにはこの限りではありません。

表1

| 距離 | 右2欄に掲げる競走 以外の平地競走 | | 新馬競走 | | 第3回新潟競馬・第4 回阪神競馬の3歳未 勝利競走 | |
|----------------------|----------------------|----------------------------|----------------------|----------------------------|---------------------------------|----------------------------|
| | 芝コース において 行う競走 | ダートコ ースにお いて行う 競走 | 芝コース において 行う競走 | ダートコ ースにお いて行う 競走 | 芝コース において 行う競走 | ダートコ ースにお いて行う 競走 |
| 1,400m未満 | 3秒 | 4秒 | 4秒 | 5秒 | 3秒 | 4秒 |
| 1,400m以上 2,000m未満 | 4秒 | 5秒 | 5秒 | 6秒 | | |
| 2,000m以上 | 5秒 | 6秒 | 6秒 | 7秒 | 4秒 | 5秒 |

表2

| | |
|-------|---|
| 未勝利馬 | タイムオーバー1回目は1ヵ月間、2回目は2ヵ月間、 3回目以上は3ヵ月間 |
| その他の馬 | 1ヵ月間 |

Q. 痼疾馬の出走制限とは。

A. 1眼または両眼の失明馬は出走できません。ただし、JRAの競走馬登録を受けた後に1眼を失明した馬は、平地競走に限って出走することができます。また、本会の競走馬登録を受けている期間に出走した競走中において、鼻出血（外傷性のものを除く）を発症した馬は、競走の日の翌日から発症1回目は1ヵ月間、2回目は2ヵ月間、3回目以上は3ヵ月間それぞれ出走できません。

競走馬の引退について

Q. 競走馬登録抹消後の馬の行き先は。

- A. 競走馬登録を抹消した馬は、JRAの施設から退厩することになります。抹消後の行き先は、馬主と調教師が話し合ったうえで決められますが、地方競馬へ転出するほか、繁殖馬や乗馬に転用される場合等があります。

Q. 所有馬を地方競馬に在籍させて出走させるにはどうすればよいか。

- A. JRAと地方競馬では組織自体が異なり、馬主、馬の登録や、調教師、騎手の免許も別々に行っております。従って、地方競馬に所有馬を在籍させるためには地方の馬主登録を取得する必要があります。
- その上で地方競馬へ転出する際には、各主催者によって条件が異なります。主な条件をあげると、
- ・ 取得賞金額が一定額を超えていること（取得賞金の算入方法は各主催者によって異なります）
 - ・ 年齢が基準を超えていないこと
 - ・ 発走に関する処分や鼻出血、タイムオーバー等による出走制限を受けた回数が基準を超えていないこと
- などがあります。詳しくは転出予定先の主催者にお問合せください。

Q. 現役競走馬が繁殖馬となる時の手続きは。

- A. 競走馬と繁殖用馬との両方の用途に使用することは認められていないため、繁殖馬となるには、中央競馬の競走馬登録または地方競馬の馬登録を抹消しなくてはなりません。繁殖牝馬となるためには、ジャパン・スタッドブック・インターナショナルにおいて繁殖登録を、また種牡馬となるためには繁殖牝馬と同様の手続きのほか、都道府県の行う種畜検査を受けなくてはなりません。なお、詳細は下記にお問合せください。

(公財) ジャパン・スタッドブック・インターナショナル

〒105-0004 東京都港区新橋 4～5～4
日本中央競馬会新橋分館内
TEL : 03-3434-5315

競馬開催日等における注意点について

Q. 開催競馬場で立ち入り可能な場所について

- A. 馬主記章を佩用していれば、入場料を支払うことなく競馬場内に入場できます。また、馬主駐車場に車を駐車することもできます。
- 一般エリア以外で馬主が立ち入り可能なのは、競馬場事務所および厩舎エリアです。パドック（下見所）には所有馬を当該競走に出走させる場合のみ立ち入りを許可されています。いずれの場合も馬主記章の佩用を要します。
- なお、立ち入りを希望する馬主および連絡責任者は場内整理員の指示に従って下さい。

Q. 連絡責任者は競馬場に自由に出入りできるのか？

- A. 馬主が通行可能なエリアについては連絡責任者も立ち入りが可能です。ただし、馬主駐車場への駐車はできません。

Q. 優勝馬との記念撮影について

- A. 所有馬が競走で優勝した場合は、記念撮影を行うことができます。通常はウイナーズサークル（一部競走は馬場内）で、馬主とその同伴者が調教師・厩務員等の関係者とともに優勝馬の引き手綱を持ち行きます。また、特別競走の場合は記念撮影の後に表彰式が行われます。
- なお、記念撮影や表彰式に連絡責任者が代理参加しても構いません。

Q. 特別競走の表彰について

- A. 通常はウイナーズサークル（雨天の場合はスタンド内で行われることもあります）で行われ、馬主は調教師・騎手・厩務員等とともに表彰を受けることとなります。
- また、G I 競走、J・G I 競走および各競馬場を代表する重賞競走では、馬場内で表彰式が行われます。なお、“Breeder”の台上には繁殖牝馬所有者ではなく、生産牧場の人を立てて表彰を受けます。
- 因みに、表彰式で馬主がスピーチを求められたり、インタビューを受けたりする習慣はありません。

その他

Q. 本名以外の名前を馬主名として使用したいのだが。

A. 基本的に本名以外を馬主名として使用することはできず、レーシングプログラム、成績表にも本名での記載となります。ただし、芸能人や作家、日本で事業を行っている者等の場合は一般的に広く認知されている芸名や筆名の使用を許可することがあります。

本名以外の名前を使用するには預託先の調教師を経由して美浦もしくは栗東トレーニング・センターに仮定名称使用料 5,000 円を添えて申請書を提出する必要があります。

Q. 中央競馬の情報をインターネットで入手できるのか。

A. J R A のホームページでは、出馬表・競走成績・払戻金等の開催日情報をはじめ、中央競馬の施設案内・Q & A ・各種データファイル等、中央競馬観戦に役立つ情報が満載されています。ご覧になりたい方は、下記 J R A ホームページアドレスまでアクセスしてください。

なお、出走馬・オッズ・馬体重等のレースデータの取得については、J R A - V A N による有料の情報提供サービスもございます。

- | | |
|-------------------------------|---|
| ◎ J R A ホームページアドレス（日本語版） | http://jra.jp |
| ◎ J R A ホームページアドレス（英語版） | http://japanracing.jp/ |
| ◎ J R A - V A N ホームページアドレス※有料 | http://jra-van.jp |

Q. 中央競馬には何名の馬主がいるのか。

A. 2014 年 1 月 1 日現在の馬主登録数は 2,296 名で、そのうち個人馬主は 1,951 名となっています。

【参考】日本中央競馬会場苑校所関係住所

| 名 称 | 住 所 | 電 話 |
|---------------|--|--------------|
| 本部 | 〒106-8401 東京都港区六本木 6-11-1 | 03-3591-5251 |
| 関西広報室 | 〒530-0004 大阪市北区堂島浜 1-4-16 アガ堂島 NBF ター 19F | 06-7636-2860 |
| 馬事公苑 | 〒158-8523 東京都世田谷区上用賀 2-1-1 | 03-3429-5101 |
| 競馬学校 | 〒270-1431 千葉県白井市根 835-1 | 047-491-0333 |
| 競走馬総合研究所 | 〒320-0856 栃木県宇都宮市砥上町 321-4 | 028-647-0650 |
| 日高育成牧場 | 〒057-0171 北海道浦河郡浦河町 字西舎 535-13 | 0146-28-1211 |
| 宮崎育成牧場 | 〒880-0036 宮崎県宮崎市花ヶ島町 大原 2347 | 0985-25-3448 |
| 栗東トレーニング・センター | 〒520-3085 滋賀県栗東市御園 1028 | 077-558-0101 |
| 美浦トレーニング・センター | 〒300-0493 茨城県稲敷郡美浦村 大字美駒 2500-2 | 029-885-2111 |
| 札幌競馬場 | 〒060-0016 札幌市中央区北 16 条西 16-1-1 | 011-726-0461 |
| 函館競馬場 | 〒042-8585 北海道函館市駒場町 12-2 | 0138-53-1021 |
| 福島競馬場 | 〒960-8114 福島県福島市松浪町 9-23 | 024-534-2121 |
| 新潟競馬場 | 〒950-3301 新潟市北区笹山 3490 | 025-259-3141 |
| 中山競馬場 | 〒273-0037 千葉県船橋市古作 1-1-1 | 047-334-2222 |
| 東京競馬場 | 〒183-0024 東京都府中市日吉町 1-1 | 042-363-3141 |
| 中京競馬場 | 〒470-1132 愛知県豊明市間米町敷田 1225 | 052-623-2001 |
| 京都競馬場 | 〒612-8265 京都市伏見区葭島 渡場島町 32 | 075-631-3131 |
| 阪神競馬場 | 〒665-0053 兵庫県宝塚市駒の町 1-1 | 0798-51-7151 |
| 小倉競馬場 | 〒802-0841 北九州市小倉南区北方 4-5-1 | 093-962-3236 |